

現場代理人の兼務の取扱いの改正について

令和 8 年 4 月
越前町 監理課

現場代理人の兼務については、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定（越前町工事請負契約約款第 10 条第 3 項）に基づき、一定の要件のもとに認めているところですが、その取扱いを下記のとおり改めますので、適切な運用をお願いします。

記

1. 現場代理人の常駐義務の緩和

次の条件のすべてに該当し、かつ、工事の取扱いおよび権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合は、現場代理人の兼務を認める。

- （1）工事現場の把握を常にできる状態であり、速やかに工事現場に戻ることができること。
- （2）発注者または監督職員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制であること。

2. 現場代理人の兼務の取扱い

以下のケースⅠ、Ⅱ、またはⅢに該当する場合は、現場代理人は兼務をすることができる。（兼務する者が当該工事の専任の監理技術者になっている場合は除く。）

・ ケースⅠ（次の①～④をすべて満たす場合）

- ①兼務ができるのは、5 つの工事まで（※1）
- ②兼務する工事がすべて越前町発注工事（※2）
- ③兼務する工事現場がすべて越前町内
- ④兼務する各々の工事の請負金額が 4,500 万円未満（税込）
（建築一式工事は 9,000 万円未満（税込））

（※1）災害復旧工事（応急復旧工事を含む。以下同じ。）、工事として発注する草刈、樹木剪定の現場代理人の兼務については兼務できる工事の件数に含めない。（災害復旧工事には国、県または越前町以外の地方公共団体が発注する工事を含む。）

（※2）災害復旧工事を含む場合は越前町、国、県または越前町以外の地方公共団体が発注する工事との兼務を認める。

・ケースⅡ（次の①～③を全て満たす場合）

- ①兼務できるのは、**5**つの工事まで
- ②兼務する工事がすべて越前町発注工事
- ③「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」（平成26年2月3日付け国土建第272号）で規定された、専任の主任技術者の兼務が認められる場合に該当するとき。

・ケースⅢ（次の①～④を全て満たす場合）

- ①兼務できるのは、**5**つの工事まで
- ②兼務する工事がすべて国または地方公共団体の発注工事
- ③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間であること。
- ④同一工場内で製作が行われていること。（※4）
 - （※4）同一工場とは、同一の目的（鋼橋の製作等）で使用している工場を指し、建物だけでなく、その敷地一体を含むものとする。
 - なお、ケースⅢにおける現場代理人の兼務に関しては、金額の制限はない。

3. 施行期間

令和**8**年**4**月**1**日から適用するものとし、施行日において現に契約中の工事における現場代理人がその他の工事の現場代理人と兼務する場合も改正後の取り扱いによるものとする。